

感染性疾患（インフルエンザ、ノロウイルス等）における対応

放課後等デイサービスくじら

【感染性疾患に感染した場合】

- 1 感染性の疾患であると診断を受けたお子様、もしくは在籍する学校が感染性の疾患の流行により閉鎖（学級・学年・学校閉鎖）されたお子様は、登所をお断りします。
- 2 登所再開の時期については、感染性の疾患であると診断を受けたお子様は医師から登校（登所）についての了解をいただいてから、学校が閉鎖（学級・学年・学校閉鎖）となったお子様は学校の閉鎖（学級・学年・学校閉鎖）が解除された後に登所が可能となります。
- 3 事業所内で感染症疾患の発生が確認された時は、保護者へ電話・メール等による連絡を行います。
- 4 利用中に感染症が疑われる症状が出たお子様については、他の利用者との接触を避け、休息させるとともに健康状態の観察を致します。保護者へ電話・メール連絡を行いますので、お迎えをお願いします。

【予防対策について】

- 1 利用者
 - ・登所時、手洗い・うがいを行います。
 - ・食事前など必要に応じて手指のアルコール消毒を行います。
 - ・インフルエンザ流行期にはマスクの着用を指導します。
- 2 職員
 - ・こまめな手洗いを行うとともに必要に応じて手指のアルコール消毒を行います。
 - ・食事前にはテーブルのアルコール消毒を行います。
 - ・インフルエンザ流行期にはマスクを着用します。
 - ・空気清浄機・加湿器の使用とともにこまめな室内換気を行います。
 - ・ノロウイルス等によるおう吐物に対してはマニュアルに従って処理を行い、感染の拡大を予防します。また、共用物（ドアノブや椅子など）の消毒もを行います。